

一般社団法人滋賀県造林公社経営評価委員会

設置目的

一般社団法人滋賀県造林公社の長期経営計画および中期経営改善計画の着実な遂行により、公社の健全な経営を確保するため、事業の実績を検証し評価を行う。

一般社団法人滋賀県造林公社経営評価委員会設置要綱（別紙１）

委員名簿

委員名簿（別紙２）

会議の開催予定

- （１）日 時 令和７年（２０２５年）６月２４日（火）１４：００～
- （２）場 所 大津市松本一丁目２番２０号
滋賀県農業教育情報センター １階 第１研修室

会議の公開等について

会議は公開で行います。

ただし、傍聴受付は会議当日、会場で１３：５０より開始し、先着順に５名程度の方に傍聴いただけます。

このページの情報についてのお問い合わせ

一般社団法人滋賀県造林公社

担当部署：総務・企画開発課

電話：０７７－５２２－８３４９ ファックス：０７７－５２１－０３４５

メール：apc@morimoribiwako.com

一般社団法人滋賀県造林公社経営評価委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の長期経営計画および中期経営改善計画の着実な遂行により、公社の健全な経営を確保するため、事業の実績を検証し評価を行うため、経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、公社理事長が委嘱する 3 人の委員で組織する。

- (2) 委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、委員の互選によって定める。
- (4) 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。
- (5) 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。

- (2) 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- (2) 委員長は、会議の議長となる。
- (3) 委員会は、必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、公社において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

(別紙2)

一般社団法人滋賀県造林公社経営評価委員会 委員名簿

(五十音順)

栗 山 浩 一 京都大学大学院教授

小 杉 緑 子 京都大学大学院教授

土 井 裕 明 弁護士